



岡山 遺言・相続 センター

協賛

中国税理士会岡山県支部連合会
岡山県不動産鑑定士協会
岡山県司法書士会

主催

岡山弁護士会

QUESTION & ANSWER

Q1 遺産整理とは何ですか?

A1 相続が開始した後、遺産の調査・遺産分割協議の立会い・遺産分割協議書の作成・預金の解約・遺産の配分まで、岡山遺言・相続センターが選任した弁護士(原則として「仲裁人委員」「遺産整理専門委員」の2名)が関与して行う手続です。必要に応じて、税理士・不動産鑑定士・司法書士等の専門家にも関与していただきます。

Q3 「仲裁人委員」「遺産整理専門委員」は何をしてくれるのですか?

A3 「仲裁人委員」は、遺産整理手続を進めていく役割を担う公正・中立な立場の弁護士です。「遺産整理専門委員」は、遺産調査・預金解約・遺産配分等の手続を行う弁護士です。

Q5 申立はどうすればいいのですか?

A5 弁護士に依頼して申立をすることも勿論可能ですが、個人で申立をする場合、ご希望があれば、岡山遺言・相続センターの弁護士が手続の説明をいたします。お問い合わせは、岡山弁護士会(086-223-4401)まで

Q2 どのような場合に利用したら良いでしょうか?

A2 相続が開始し、相続人間の争いはあまりないけれども、遺産調査・遺産分割・預金解約・遺産配分等の手続が煩瑣なので、安心できる第三者のアドバイスを受けつつ、手続も任せてやってもらいたいという場合等にご利用ください。

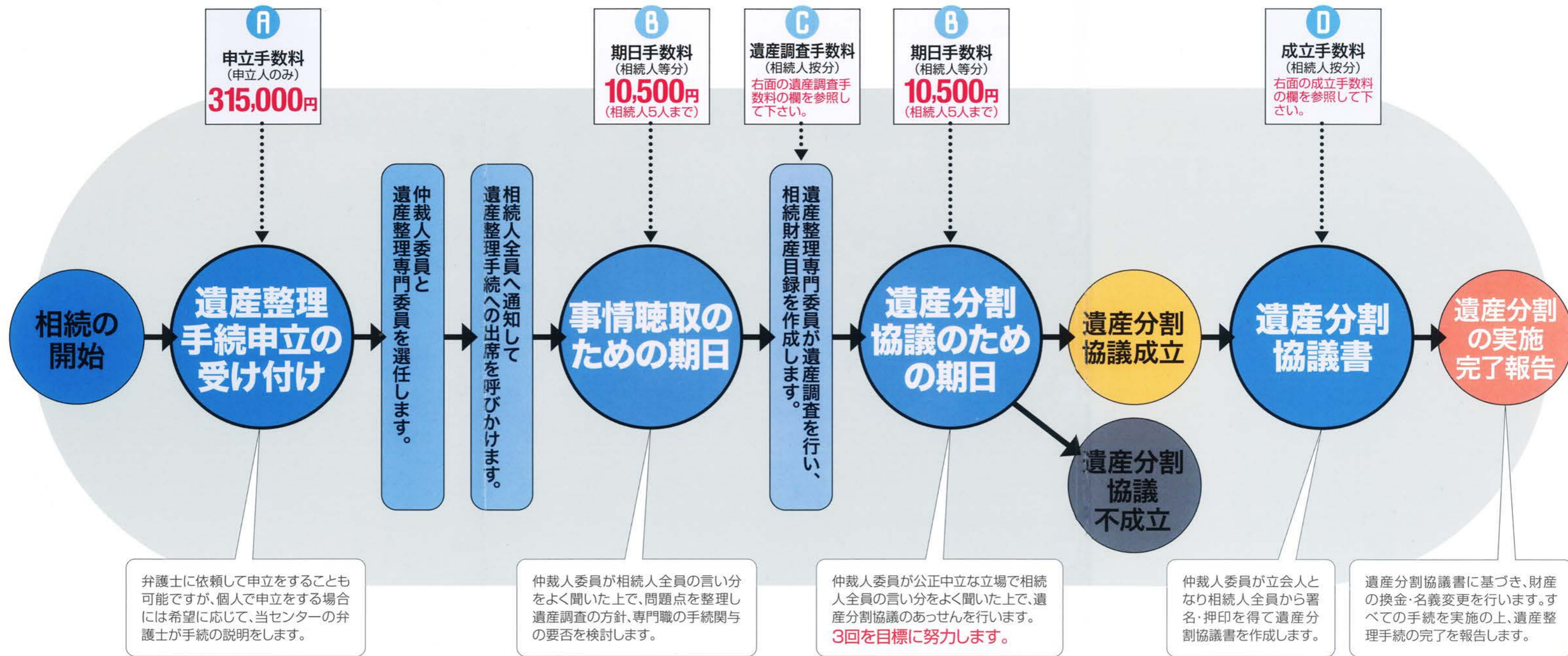
Q4 時間と費用はどのくらいかかりますか?

A4 時間は、調査事項や遺産の内容など事案によって異なりますが、可能な限りスムーズに進めるように努力します。費用は、裏面に記載したとおりです。「裁判所の遺産分割調停より早く」「金融機関の同種手続より専門的でリーズナブルに」を目指しています。

岡山遺言・相続センターの遺産整理は、岡山弁護士会が主催して行う公正・中立な遺産調査・遺産分割・遺産配分手続です。



遺産整理手続の流れ



EXPENSE

遺産整理手続の費用は以下のとおりです。

A

申立手数料
(申立人のみ)

315,000円

遺産整理手続申立ての際に納付していただきます。また、申立受理後はこれを返還しないこととしますが、遺産調査着手前に手続が終了した場合に限り、支出済みの実費及び21,000円を控除した残額を返還します。

B

期日手数料
(相続人等分)

10,500円
(相続人5人まで)

期日1回ごとに相続人全員から合わせて10,500円(相続人5人の場合は各2,100円)をいただきます。ただし、相続人の数が6人から10人までの場合は、21,000円、11人から15人までの場合は、31,500円(以下、5人増加するごとに10,500円ずつ加算。)となります。

C

遺産調査手数料
(相続人按分)

下の遺産調査手数料の欄を参照して下さい。

遺産調査終了時に、相続財産の価額(被相続人の債務額を控除する前の価額)を基準として、下に定める額を相続人各自の負担割合に応じて納付していただきます。

相続財産の価額	遺産調査手数料
5000万円未満	申立手数料に含まれます
5000万円以上1億円未満	105,000円
1億円以上2億円未満	210,000円
2億円以上3億円未満	315,000円
3億円以上	420,000円

D

成立手数料
(相続人按分)

下の成立手数料の欄を参照して下さい。

遺産分割協議が成立した場合に、各相続人が取得する財産の価額の合計額を紛争の価格として、下の率により計算した額を相続人各自の負担割合に応じて納付していただきます。ただし、この額は事案の内容によって30%の範囲内で増額又は減額することもあります。

成立手数料の計算方法

100万円以下の場合	8%
100万円を超え300万円以下の場合	5%+3万円
300万円を超え3000万円以下の場合	1%+15万円
3000万円を超える場合	0.5%+30万円

左記計算方法によって得た金額に消費税を加算します。下に成立手数料の早見表(目安表)を示しますので、参考にして下さい。

■成立手数料早見表

単位:円

紛争の価格	成立手数料(税込み総額)
5,000,000	210,000
10,000,000	262,500
30,000,000	472,500
50,000,000	577,500
100,000,000	840,000
200,000,000	1,365,000

E

その他の費用

例えば弁護士法23条の2に基づく照会の費用、鑑定評価手数料など、実費がかかる場合は、その利益を受ける相続人で実費額を負担していただきます。

岡山遺言・相続センター

紛争性の低い遺産分割案件について、岡山遺言・相続センターが選任した弁護士(原則2名)が、中立的な立場で関与し、遺産の調査・話し合いの立会い・遺産分割協議書の起案・預金解約・遺産配分等を行います。

【無料】電話相談

毎週水曜日(祝日・年末年始を除く) 午前11時～午後2時

TEL.086-235-1115 ※無料電話相談は1人20分以内です。



岡山弁護士会

〒700-0807 岡山市北区南方1丁目8番29号 TEL(086)223-4401

〈受付時間〉毎週月～金10:00～17:00